

環境クリーンセンター
環境測定業務（水質）
仕様書

平成29年度

環境測定業務(水質)

本業務は、箕面市環境クリーンセンター周辺河川水質の現況を調査の上、環境基準及び過年度の調査結果等との比較をし、汚染状況を把握することを目的とする。

(一般事項)

- 1 本業務は、本仕様書、契約書及び関係法令に準拠し、市担当者の指示監督のもとに実施しなければならない。
- 2 本仕様書で特に定めのない事項または疑義のある場合は、その都度市担当者と協議し、その指示に従うこと。
- 3 本業務の調査において、道路敷等を使用する場合は、第三者の通行の妨げとなることのないように配慮し、適宜誘導等を行うこと。
- 4 本業務施工中に事故等が発生した場合、所要の処置を講ずると共に事故発生の原因、経過及び事故による被害の内容等について速やかに書面をもって報告すること。
- 5 本業務施工中に生じた事故または第三者に損害を与えた場合は、全て受託者の責任において解決するものとする。
- 6 本業務が完了したときは、速やかに所定の成果品を提出すること。
- 7 本業務完了後であっても成果品に誤り等を発見した場合は、受託者において責任をもって直ちに市担当者の指示により是正しなければならない。
- 8 本業務の調査を行うに際し、必要となる官公庁等の申請等については、受託者の負担により受託者が申請するものとする。

(業務内容)

業務内容は、次のとおりとする。

1 調査地点

調査地点は次表のとおりとする。ただし詳細については市担当者の指示によるものとする。

調査項目	調査地点
生活環境項目・一般項目、健康項目及び要監視項目	勝尾寺川及び勝尾寺川支川(環境クリーンセンター近傍3地点)
ダイオキシン類等	勝尾寺川(環境クリーンセンターから約3km下流の1地点)

2 調査項目及び調査回数

(1) 生活環境項目・一般項目及び健康項目

調査項目	調査回数
<p>【生活環境項目・一般項目】</p> <p>(1) 気温 (2) 水温 (3) 流量 (4) 透視度 (5) 水素イオン濃度指数 (6) 生物化学的酸素要求量(BOD) (7) 浮遊物質量(SS) (8) 溶存酸素(DO) (9) 大腸菌群数 (10) 化学的酸素要求量(COD) (11) 濁度 (12) 塩素イオン (13) 電気伝導度 (14) 色相 (15) 臭気 (16) 外観 (17) 総窒素 (18) アンモニア性窒素 (19) 有機性窒素 (20) 銅 (21) 全亜鉛 (22) ノニルフェノール (23) 直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩</p> <p>【健 康 項 目】</p> <p>(1) カドミウム (2) 全シアン (3) 鉛 (4) 六価クロム (5) 硒素 (6) 総水銀 (7) アルキル水銀 (8) PCB (9) ジクロロメタン (10) 四塩化炭素 (11) 1, 2-ジクロロエタン (12) 1, 1-ジクロロエチレン (13) シス-1, 2-ジクロロエチレン (14) 1, 1, 1-トリクロロエタン (15) 1, 1, 2-トリクロロエタン (16) トリクロロエチレン (17) テトラクロロエチレン (18) 1, 3-ジクロロプロペン (19) チウラム (20) シマジン (21) チオベンカルブ (22) ベンゼン (23) セレン (24) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (25) ふつ素 (26) ほう素 (27) 1, 4-ジオキサン</p>	年 4 回

(2) 要監視項目

調査項目		調査回数
(1) クロロホルム (2) トランス-1, 2-ジクロロエチレン (3) 1, 2-ジクロロプロパン (4) p-ジクロロベンゼン (5) イソキサチオン (6) ダイアジノン (7) フェニトロチオン(MEP) (8) イソプロチオラン (9) オキシン銅(有機銅) (10) クロロタロニル(TPN) (11) プロピザミド (12) EPN (13) ジクロルボス(DDVP) (14) フェノブカルブ(BPMC)	(15) イプロベンホス(IPB) (16) クロルニトロフェン(CNP) (17) トルエン (18) キシレン (19) フタル酸ジエチルヘキシル (20) ニッケル (21) モリブデン (22) アンチモン (23) 塩化ビニルモノマー (24) エピクロロヒドリン (25) 全マンガン (26) ウラン	年 1 回

(3) ダイオキシン類等

(3)-1 水質

- ① 調査項目
 - イ ダイオキシン類
 - ロ 1, 3, 6, 8-T₄CDD、1, 3, 7, 9-T₄CDD、1, 2, 7, 8-T₄CDF
 - ハ 気温、水温、流量、色相、臭氣、pH、浮遊物質量、電気伝導率
- ② 調査回数 年1回

(3)-2 底質

- ① 調査項目
 - イ ダイオキシン類
 - ロ 1, 3, 6, 8-T₄CDD、1, 3, 7, 9-T₄CDD、1, 2, 7, 8-T₄CDF
 - ハ 色相、臭氣、状態、水分、強熱減量
- ② 調査回数 年1回

なお、ダイオキシン類とは、ダイオキシン類対策特別措置法第2条に定めるものとする。

3 調査予定期

6月、8月、11月、2月

なお、要監視項目及びダイオキシン類等については、6月とする。
(日時については、市担当者と打ち合わせの上決定)

4 試料採取方法及び分析方法

(1) 生活環境項目、一般項目、健康項目及び要監視項目

「水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号）」、「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について（平成11年環水企第89号）」及び「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について（平成16年環水企発第040331003号、環水土発第040331005号）」に準ずる。

(2) ダイオキシン類

① 河川水質

「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壤の汚染に係る環境基準について（平成11年12月 環境庁告示第68号）」に準ずる。

② 河川底質

「ダイオキシン類に係る底質調査暫定マニュアル（平成12年3月 環境庁水質保全局水質管理課）」に準ずる。

5 定量下限値

定量下限値の表記については市担当者と協議のうえ決定する。

6 報告書の作成

調査結果は、調査実施後に市担当者の指示に従い速やかに整理し、提出すること。また、年度末においては、その年度の結果をとりまとめた年度報告書を作成し、提出すること。

(1) 計量証明書

調査時ごとに、提出するものとする。

(2) 年度報告書

以下の内容等についてとりまとめ、報告書の作成を行うものとする。

- ① 調査概要
- ② 調査方法
- ③ 調査結果
- ④ 評価及び考察

基準値及び過年度との比較

他の調査結果との比較

- ⑤ まとめ
- ⑥ データ

⑦ ダイオキシン類については、分析チャートを添付

(3) 施工写真

施工写真是、黒板等を使用し施工状況（採取中、分析中）の経過及び月日が詳しく分かる写真を、調査時ごとに提出するものとする。

7 その他

本調査は、降雨状況等を踏まえ、平水時に行うものとする。調査予定日前に降雨があった場合には、市担当者の指示に従うものとする。